

平成 29 年 度

監 査 等 基 本 計 画 書

遠 野 市 監 査 委 員

平成29年度遠野市監査等基本計画

1 基本方針

平成29年度は第2次遠野市総合計画の二年目となる。遠野市総合計画の将来像である「永遠の日本のふるさと遠野」の実現に向け、平成29年3月遠野市議会定例会で夢と希望を未来に紡ぐ2つの優先課題である、「産業振興・雇用の確保」「少子化対策・子育て支援」と、中心市街地の賑わいづくりを推進する「まちなか再生」、市内11地区の地域活動の活性化を図る「地域コミュニティの再構築」へ予算の重点化を図り、新規事業14事業を含む384事業、総額177億9千万円で「人づくり」「健康づくり」「地域づくり」に取り組む「羽ばたく！遠野スタイルチャレンジ予算」が成立した。

第2次遠野市総合計画の着実な実現に向けて、市民も、これまで以上に健全財政を堅持し公正・公平かつ効率的な市政運営を望むと思われる。このことから地方自治法に基づく独立した執行機関として、市民の負託に応え遠野市が行う事務事業に関し公正不偏の立場から監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を行う監査委員の責任は、ますます重要性を増していると認識している。

そこで、平成29年度については、遠野市監査基準に基づき、市民の視点に立ち公正かつ効果的な監査等を行うことはもとより、地方自治法（以下「法」という。）第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則り、

- ① 住民の福祉増進に努めているか。
- ② 経済性、合理性及び効率性を追求し、最小の経費で最大の効果を挙げるように努めているか。
- ③ 常に組織及び運営の合理化並びに規模の適正化に努め、組織相互の調整が図られているか。

など、市の経営、財務に関する事務執行及び事業の管理において、不正・違法・事務の誤りなどの指摘にとどまらず、指導により事務事業の改善に資することを重点項目として監査等にあたるものとする。

2 監査等の種類

(1) 監査

- ① 定期監査（法第199条第1項及び第4項の規定による監査）
- ② 財政援助団体等に関する監査（法第199条第7項の規定による監査）
- ③ 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）
…必要があると認められるとき。
- ④ 随時監査（法第199条第1項及び第5項の規定による監査）
…必要があると認められるとき。

(2) 検査

- ① 例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

(3) 審査

- ① 決算審査（法第233条第2項及び公営企業法第30条第2項等の規定による審査）
- ② 基金の運用状況の審査（法第241条第5項の規定による審査）
- ③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定による審査）

3 監査等の個別実施計画

(1) 監査

- ① 定期監査

ア 財務

市が執行する財務に関する事務の執行（平成28年度に交付した概ね50万円以上の補助金等に係る補助金監査、有価証券等及び水道事業貯蔵品監査を含む。）及び市が経営する事業の管理のほか、これらに関連する行政事務を含め、合規性、正確性を主眼とし、経済性、効率性、有効性の視点に留意して実施する。

イ 工事

市が平成28年度に実施した工事（工事に伴う設計、監理等の業務委託を含む。）について、設計、積算、契約、施工等の各段階において合規性、正確性及び技術面から工事が適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の視点に留意して実施する。

- ② 財政援助団体等に関する監査

ア 財政援助団体

市が平成28年度に概ね1,000万円以上の補助金等により財政的援助を行っている団体に対し、その財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、財政的援助の目的に沿って適正かつ効果的に使用されているかを主眼とし、併せて、所管部局の当該団体に対する補助金等の交付事務に関する合規性、正確性等の視点に留意して実施する。

イ 出資団体

市が出資している団体（出資比率が25%以上の法人）における事業運営に係る出納その他の事務の執行について、出資の目的に沿った事業運営が行われているか、会計経理等が適正に行われているか、経営成績及び財政状況が良好かを主眼とし、併せて、所管部局の当該団体に対する指導監督の有効性等の視点に留意して実施する。

ウ 指定管理者

市が公の施設の管理を行わせている団体における当該公の施設の管理に関して、協定書に定める事項は正確に履行されているか、会計経理等が適正に行われているか、施設利用者に対する安全対策に配慮されているかを主眼として実施する。併せて、所管部局の当該団体に対する指導監督、指定管理料の交付事務の合规性、正確性及び、公の施設の管理経費が適正に算定しているか等の視点に留意して実施する。

- ③ 行政監査は必要があると認められるとき実施する。
- ④ 随時監査は必要があると認められるとき実施する。

(2) 検査

会計管理者及び水道事業管理者が管理する毎月の現金出納について、出納状況報告書等の計数が公金出納総括日計表ほか出納関係諸帳簿、残高証明書等の計数と一致しているか、現金保管事務は適正に行われているかを主眼に検査する。

また、支出証拠書類等に関して、試査による方法で検査行う。

(3) 審査

① 一般会計、特別会計及び水道事業会計決算

平成28年度の決算書その他関係諸表について、法令に則り作成されているか、その計数は正確であることを確認するとともに、予算執行、財産管理、経営成績、財政状況等について審査する。

② 基金運用状況

平成28年度の基金運用状況報告書について、計数は正確であるか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかについて審査する。

③ 健全化判断比率等

平成28年度の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び水道事業会計にかかる資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に則り作成されているか、その計数が適正に算定されているかについて審査する。

4 監査等の報告及び意見の提出

監査等の結果に関する報告等については、次のとおりとし、市のホームページでも公開する。

(1) 監 査

① 提出及び公表

監査を終了したときは、結果に関する報告書を議会及び市長等へ提出し、公表する。なお、監査の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。

② 措置の公表

監査の結果等に基づき、市長等から措置を講じた通知があったときは、速やかに公表する。

③ 措置方針の確認

必要に応じて措置方針に基づいた事務事業等の改善を確認する。

(2) 検 査

検査を終了したときは、結果に関する報告書を議会及び市長等へ提出する。

(3) 審 査

審査を終了したときは審査意見書を市長に提出する。

5 監査等の実施時期

監査等の実施時期は、次のとおりとする。

(平成29年3月17日現在の計画)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
監査	有価証券等・水道事業貯蔵品監査 4/10-4/17 工事監査 4/24-5/17	補助金等監査 5/22-6/2	財政援助団体等監査 6/26-7/3	出資法人監査 7/21-7/26			定期監査（前期） 10/13-11/6		定期監査（後期） 12/20-1/29			
審査			水道事業決算審査 6/9-8/22									
審査			基金運用状況審査 7/10-7/19									
審査			一般会計等決算審査 7/7-8/22									
審査			健全化判断化比率等審査 8/2									
検査	現金出納検査は毎月実施（支出証拠書類等検査は試査により実施）											

注) 監査の種類及び実施時期については、変更することがある。

6 その他

本計画に定める監査ほか、監査等の実施においては別途、実施計画を定めて実施するものとする。